

平成 27 年 2 月 27 日

NPO 法人 動物実験の廃止を求める会 (JAVA)

理事長 長谷川 裕一 殿

北里大学長

小林 弘



「牛の病理解剖に関する内部告発についての調査と
然るべき対処を求める要望書」への回答書

貴会発 Ref.No.270101 (平成 27 年 1 月 27 日付) による要望書を受領後、本学では、本職の指示により直ちに獣医学部に特別調査委員会 (委員長高井伸二獣医学部長、委員 7 名。以下特別調査委員会) を設置し、内部告発事案についての調査を通して事実を明らかにするとともに、調査結果に基づき必要な対処を行ったのでその詳細を回答申し上げます。

1. 今回の内部告発に関して、徹底調査を行い、その結果をご報告下さい。

1) 内部告発のあった病理解剖の概要

今回の症例は、平成 26 年 12 月 16 日の農家巡回検診で黒毛和牛肥育牛 (平成 25 年 2 月生まれ、22 ヶ月齢、去勢雄、体重 630kg) の体表リンパ節に腫脹が確認され、その後の血液検査によって牛白血病 (成牛型) と診断されたものです。成牛型牛白血病は予後不良となりますので、農家は肥育を断念し、12 月 19 日午前中に農家によって大動物診療センターに搬入され、研究提供家畜として所定の手続きが行われました。牛トレーサビリティ法 (正式名称: 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法) に従って、農家から北里大学への異動届を独立行政法人・家畜改良センターのホームページから行い、19 日午後に病理解剖棟に搬入、病理解剖された後に、死亡届を提出しました。

本学・獣医学部においては、自然症例の病理解剖に関しても、安楽死指針に沿った方法で実施して参りました。今回の症例についても、キシラジンによる鎮静、ペントバルビタールによる麻酔導入の手順でそれぞれの薬が準備 (「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」の安楽殺の方法に記載) されましたが、キシラジンのみが使用されました。参加学生並びに教員への事情聴取では、解剖準備などで牛への投薬は見えていないと答えた学生・教員が多く、その後の放血経過も通常の安楽殺と同様と感じていたとのことでしたが、鎮静・鎮痛・筋弛緩剤のみの投与での放血となりました。

2) 告発内容の事実確認

「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」には安楽殺の方法を記載する欄があり、牛の無麻酔状態での放血殺は動物実験として承認されません。従って、本学では牛の無麻酔放血殺は廃止されています。しかし、残念なことに、今回の事例は、動物実験委員会において承認を受けた安楽殺のプロトコルを教員が守らず、キシラジン処置下における放血殺を実施していたことは間違いありません。

2. 告発内容が事実であったならば、牛の無麻酔放血殺を廃止して下さい。

本学・獣医学部では、動物愛護管理法に照らした動物の適正な取り扱いに関する基準の一つである「動物の殺処分方法に関する指針」（平成19年11月12日環境省告示第105号）に沿って動物の安楽殺を実施しております。また、「実習用動物の安楽死に関する獣医解剖学研究室のマニュアル（平成20年1月7日付け）」、「動物の安楽死に関する指針（平成21年4月1日制定：酪農学園大学）」、Handbook of Veterinary Anesthesia 第四版等も利活用されています。

動物実験を実施する場合は、「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」を動物実験委員会に提出します。この計画書は、国動協、公私動協が提案する動物実験計画書と同様に「動物の苦痛軽減排除の方法」と「安楽死の方法」の記入欄があり、安楽死の場合は、薬物使用(薬剤名・投与経路)を記載することが義務付けられています。動物実験委員会が審査し、3Rの原則に照らし合わせて実験の承認、修正、却下などに至ります。

一方、獣医学部の場合は、実験動物以外にも、随時、家畜が学用患畜として研究用に提供されます。毎年学用患畜として受け入れる概数で申請した「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書(動物実験委員会によって審査済み)」に沿って、以下の様な手続きを行います。まず、大動物診療センターで施設利用者登録を年度の始めに行います。続いて、農家から研究用として病畜の提供を受ける度に、研究目的などを記載した「動物飼育申請書：大動物診療センター申請様式2号」を提出します。これは「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」の下位に位置する詳細説明を記載した申請書となります。研究終了後には、「動物飼育終了書：大動物診療センター申請様式3号」を提出し、牛の場合は、家畜改良センターに異動届を提出し、完了となります。これらは、農家から病畜を検査・研究用に随時受入可能とするためのシステムです。その際にも、安楽殺の方法は、先に述べた指針並びにマニュアルに記載されており、それに従って実施しております。

3. 告発内容が事実であったならば、然るべき対処をし、再発防止を徹底して下さい。

内部告発（12月20日付け投書）直後の内部調査の結果、今回の病理解剖における不適切性が疑われましたので、獣医学部長は関係教員に対して12月24日に、疑念をもたれた行為について嚴重注意しました。本職はその報告を受け、同時にその後の対応措置・処分について検討している最中に、貴会からの要望書が届いたところです。

特別調査委員会による調査は内部告発が事実であることをより明確にしました。これまで

本学・獣医学部における動物実験は、全て指定された安楽殺のプロトコールに従って実施されて参りましたが、今回、如何なる理由にせよ、キシラジン処置のみの放血殺は、動物に恐怖と精神的苦痛を与えることとなり、極めて重大な規則違反であり、遺憾であって、病理解剖にあたった関係教員も深く反省しています。関係教員に対するさらなる処分はその可否も含めて現在、上部機関で検討中であります。

病理解剖に参加した学生は、当該動物が通常のアナレスのプロトコールに従った場合と同様な経過で死に至ったと証言していますが、この事実を知ることによって、心を痛めるであろうことは容易に推察されますので、内部告発者はもとより学生に深くお詫びしなければなりません。

今後このような過ちを二度とおこさないよう、学部教職員が一丸となって再発防止に努めて参ります。平成 27 年 2 月 18 日には、当該学部全教員を対象とした FD 講習会を開催し、動物の愛護及び適正に関する法律の第 41 条と 3R の原則の徹底を図りました。これからも実験動物委員会が率先して、学生並びに教職員に対して、講義、教育訓練、ファカルティ ディベロップメントを通して、3R の啓発活動をより一層推進していきます。

今回のような事例の再発防止のために、中大動物を用いた実習、研究、病理解剖を行う際には、動物実験委員会が毎度、獣医師及び実験動物技術者を現場に派遣し、動物実験計画書に記載された安楽死処分のプロトコールが実行されているかを確認して、その結果を学部長に報告すること、さらにはその他の実験動物もそれに準じた確認を実施することにしました。

4. 「3Rs の原則」を遵守し、またケンブリッジ大学をはじめ、欧米では動物を犠牲にせずに卒業できる獣医大学が数多くあることを踏まえ、現行の動物実験・実習を見直し、動物を犠牲にしない方法を用いるよう、全力で取り組んで下さい。

実験動物委員会が率先して、「3Rs の原則」遵守を学生並びに教職員に対して啓蒙活動を実施します。

今後、生体を用いた教育や内容を総合的・組織的に改善して行くために、本学教育委員会にワーキンググループを設置する予定です。本学の実習では、すでに他の実習で使用し安楽死させた動物を使用することによって、動物数の削減に取り組んでおります。今後は、可能な限りビデオ、模型、バーチャルリアリティーの DVD を使用または開発を行い、動物を用いない教育にも一層取り組んで行く所存であります。